



2013年6月7日

沖縄県知事
仲井間 弘多 様

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書の補正書に関する要望書
～市民と社会に補正書を公開してください～

沖縄・生物多様性市民ネットワーク
吉川秀樹
公益財団法人 日本自然保護協会
理事長 亀山 章

2013年6月5日、沖縄県は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画に伴う埋め立て申請の補正申請書について形式審査を終えました。沖縄県は、沖縄防衛局に再補正を求めず、埋め立て申請の告示・縦覧に向けての準備に入る、と報道されています。

沖縄県の形式審査の内容やその判断基準については、メディアを通しての、非常に断片的な情報しか私たち市民には伝わってきません。県外から調達される土砂の「場所ごとの採取量は示さず、総量だけを明記」（沖縄タイムス 2013年6月6日）、県外土砂の有害物質は「購入時点で調査する方針」であり、「過去にも同様の事例があったとして、補正内容を認めた」（琉球新報 2013年6月6日）等、環境保全の観点からは、非常に納得し難いかたちで県は形式審査を終了しています。また沖縄県知事により多くの不備が指摘された環境影響評価書を基に、埋め立て申請の添付図書が作成されていることも大きな問題です。これらは、環境影響評価ならびに今回の埋め立て申請手続きに関わってきた市民として、決して看過できるものではありません。

このような沖縄防衛局の補正が十分かどうかを沖縄県が判断する手続き過程は、市民への透明性を確保する必要があると考えます。沖縄防衛局の補正がどのようになされたのかを市民に公開し、それが県の要求に応えた十分なものであるか否かの判断基準も、市民の検証過程が必要です。

そのため、沖縄県に下記のことを要求いたします。

記

1. 「埋め立て補正申請書」の内容を直ちに市民に開示してください。特に県から要求した補正部分への沖縄防衛局の対応についてはウェブサイトで広く公開してください。
2. 沖縄防衛局への再補正要求をするか、あるいは却下をしないで手続きを進める場合は、告示縦覧前に沖縄県として、沖縄防衛局の補正が十分であると判断した理由及び基準を市民に説明する機会を設けてください。

以上